

① 搬送について

- ・弊社が定める防護服着用マニュアルに基づき搬送業務をいたします。ご遺族の同意を頂き、手袋・マスク・防塵メガネを着用いたします。
- ・使用した寝台車は、消毒・換気を十分に行ってから使用いたします。

② 安置について(病院・自宅にて死亡後)

- ・行政・医師の指示のもと安置をいたします。
※行政・医師の指示により、会館への安置が行えない場合もございます。

③ 納棺について

- ・お亡くなりになった場所（病院や施設など）で納棺させていただきます。
- ・非透過性納体袋^{ひょうかせいのうたいふくろ}に收容密封し、納体袋を消毒後納棺させていただきます。
- ・納棺後は棺の蓋を密封させていただきます。

④ 火葬について

- ・新型コロナウイルス感染症に感染している（感染している疑いがある場合も含む）ご遺体の取り扱いについては、厚生労働省が公表している「新型インフルエンザ対策ガイドライン（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁 対策会議、平成21年2月17日付、平成30年6月21日一部改訂）のうち「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」、並びに「新型コロナウイルスに関する Q & A」に沿って対応しています。

※埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-11.pdf>

※新型コロナウイルスに関する Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku.html

⑤ 従業員の対応について

- ・搬送後は直ちに希釈された消毒液・ハンドソープ・アルコールにて手洗い・うがいの実施をいたします。
- ・従事した従業員は3日間「自宅待機」の観察期間を設けています。
- ・感染が疑われる場合には直ちに会社および保健所への報告をいたします。

以上